

## 平成 29 年度伊豆半島エコツアーリズム推進全体構想作成支援業務委託契約書

伊豆半島ジオパーク推進協議会（以下「甲」という。）と （以下「乙」とい  
う。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

### （目的）

第 1 条 甲は、甲が別に定める「平成 29 年度伊豆半島エコツアーリズム推進全体構想作成支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### （委託期間）

第 2 条 この委託期間は、契約の日から平成 30 年 3 月 16 日までとする。

### （委託費）

第 3 条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。  
2 前項の消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並び  
に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出し  
たもので、委託費に 108 分の 8 を乗じて得た額とする。

### （支払方法）

第 4 条 乙は、第 13 条の通知を受けた後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受  
理した日から 40 日以内に支払うものとする。

### （契約の変更）

第 5 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しよう  
とするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第 6 条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請  
け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書  
面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

### （契約の解除）

第 7 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しよう

とするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

- 2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
  - (2) 乙が法令又はこの契約に違反したとき。
  - (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
  - (4) 乙が正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。
  - (5) 乙が次のアからキに該当したとき。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
    - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
    - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
    - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
  - (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(履行遅滞による違約金)

第9条 乙が、自己の責めに帰すべき理由により第2条の委託期間内に委託業務完了報告

書を提出しないときは、遅滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の延滞違約金を甲に支払うものとする。

(処理状況の報告等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託期間の延長等)

第11条 乙は、委託期間内に履行することができない事由が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

(委託業務完了報告書の提出)

第12条 乙は、委託業務が完了したときは、要領に定める委託業務完了報告書に納入品一式を添えて、甲に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第13条 甲は、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。この場合において、甲は、当該検査の結果を速やかに乙に通知するものとする。

2 甲が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、契約目的物の引渡しが行われたものとみなす。

(委託費の処理)

第14条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(著作権の帰属)

第15条 乙は、この契約に基づき作成された成果物(以下「成果物」という。)の著作権を著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に基づく権利を含めて、甲に無償譲渡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約前から乙が著作権を有するもの(以下「乙著作権物」という。)が含まれている場合は、乙著作権物の著作権は甲に譲渡されない

ものとする。

3 乙は、成果物に関する著作権人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の規定を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第 17 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 18 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 伊豆市修善寺 838-1  
伊豆半島ジオパーク推進協議会  
会長 菊地 豊

(乙)